平成２５年（フ）第２３５３号
大阪市福島区福島４丁目１番70―404号、前住所鹿児島市喜入瀬々串町604番地322
債務者　中村　博樹
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５７７号
大阪府大東市諸福６丁目２番07号　宏和住宅２―203号
債務者　前沢　千沙
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２２１号
大阪府大東市太子田２丁目４番25号
債務者　佐々木　亮（旧姓達城）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３３７号
大阪市生野区小路東２丁目21番11号
債務者　福永　弘三
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３６０号
大阪市平野区瓜破西２丁目14番７号
債務者　玉置　起代
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３７６号
大阪府高槻市寿町２丁目21番18号　三和マンション107号
債務者　佐藤孝一郎
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３８９号
大阪市淀川区三国本町１丁目16番27―711号
債務者　二本木　公
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４５６号
大阪市住吉区万代５丁目17番31号　メゾン桔梗401号
債務者　須頭塗装店こと　須頭　章一
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４５７号
大阪市住吉区万代５丁目17番31号　メゾン桔梗401号
債務者　須頭まゆみ
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６７５号
大阪府枚方市牧野北町10番33―109号
債務者　南　　照男
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７９３号
大阪府豊中市庄内西町２丁目23番40号
債務者　角元　光信
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８３９号
大阪府門真市東江端町３番12―303号
債務者　庄島　雅子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９６６号
大阪市北区天神橋８丁目13番20号　長柄荘216号室
債務者　曽我　光雄
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９６９号
大阪市西成区鶴見橋３丁目１番30号
債務者　磯　とも子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９７０号
大阪府茨木市東奈良１丁目２番９―101号
債務者　北原　正和
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１９号
熊本市中央区水前寺５丁目１番４―203号　コーポ水前寺
債務者　坂本　浩之
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８８号
山口市下小鯖2098番地10　日東ハイツＡ201、前住所山口市吉敷赤田３丁目７番38号　サンハウスヨシキＣ101
債務者　中村みどり
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係